

バリアフリー施策の推進について

令和 2 年 7 月
国土交通省
総合政策局 安心生活政策課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

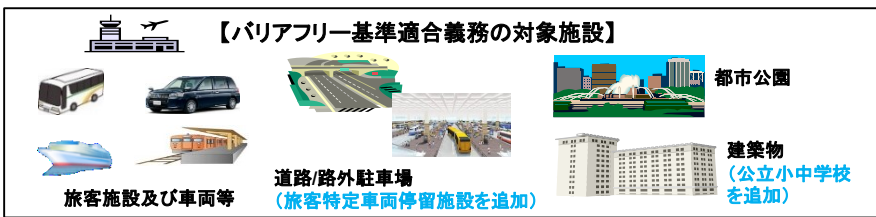
1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 基本構想の指針
- 情報提供に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

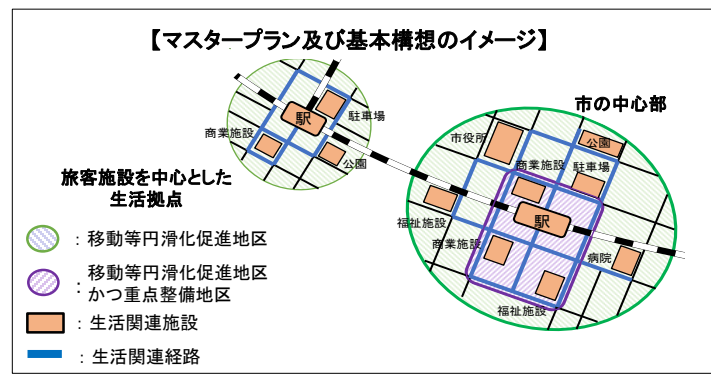
3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)



4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・ 市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・ 基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要)
- ・ 定期的な評価・見直しの努力義務



5. 当事者による評価

- ・ 高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)

基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要(2018年度末)

- バリアフリー法に基づく基本方針に定められた整備目標達成に向け、移動等円滑化を推進。
- 現行の整備目標は2020年度末までとなっているため、2021年度以降の目標について2020年度中に見直しを実施。

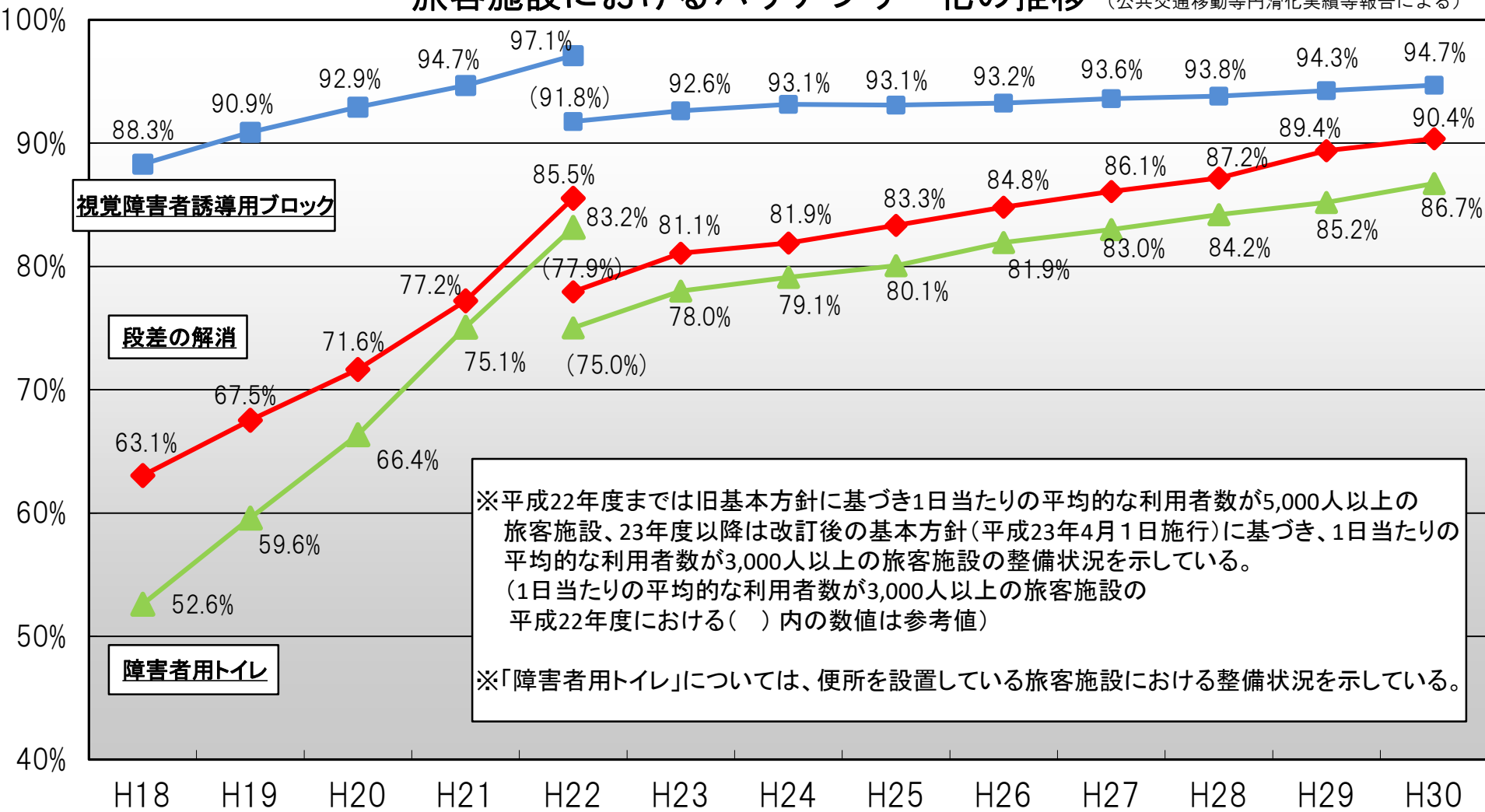
		2018年度末 (現状)	2020年度末までの目標(令和2年度末)	
鉄軌道	鉄軌道駅※1	90%	○3,000人以上を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	ホームドア・可動式ホーム柵	84路線 783駅	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 ※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う	
	鉄軌道車両	73%	約70%	
バス	バスターミナル※1	94%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	乗合バス 車両	ノンステップバス	59%	約70%(対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
		リフト付きバス等	5%	約25%(リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
	貸切バス車両	1,013台	約2,100台	
船舶	旅客船ターミナル※1	100%	○3,000人以上を原則100% ○離島と間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)	46%	○約50% ○5,000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	
航空	航空旅客ターミナル※1	87%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	航空機	98%	原則100%	
タクシー	福祉タクシー車両	28,602台	約44,000台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	89%	原則100%	
都市公園	園路及び広場	57%	約60%	
	駐車場	48%	約60%	
	便所	36%	約45%	
路外駐車場	特定路外駐車場	65%	約70%	
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物のストック	60%	約60%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	99%	原則100%	

※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

旅客施設のバリアフリー化の推移

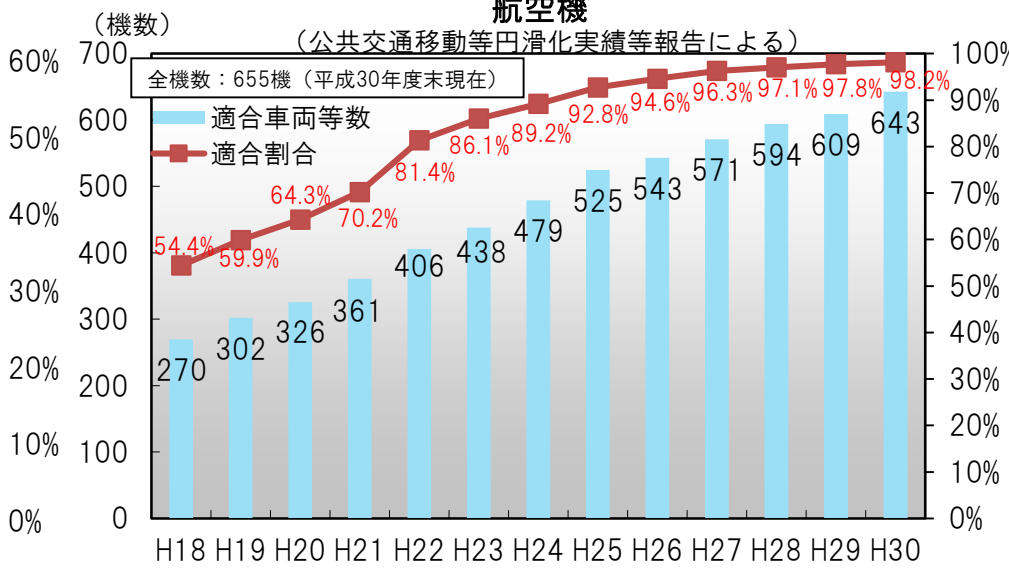
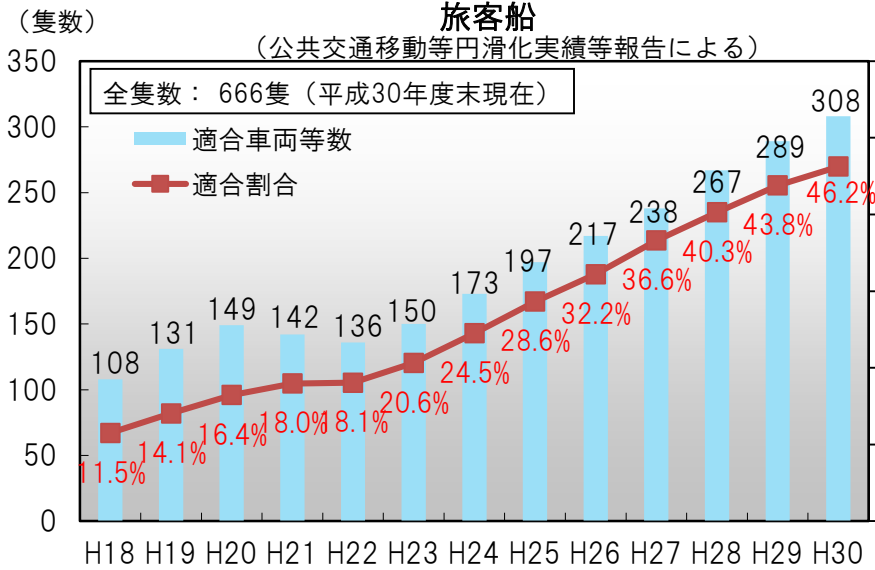
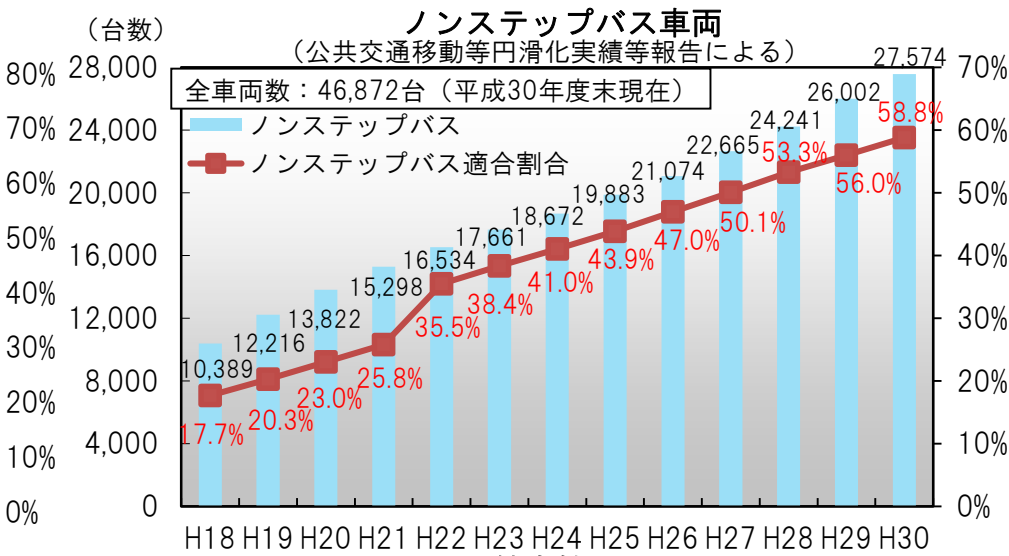
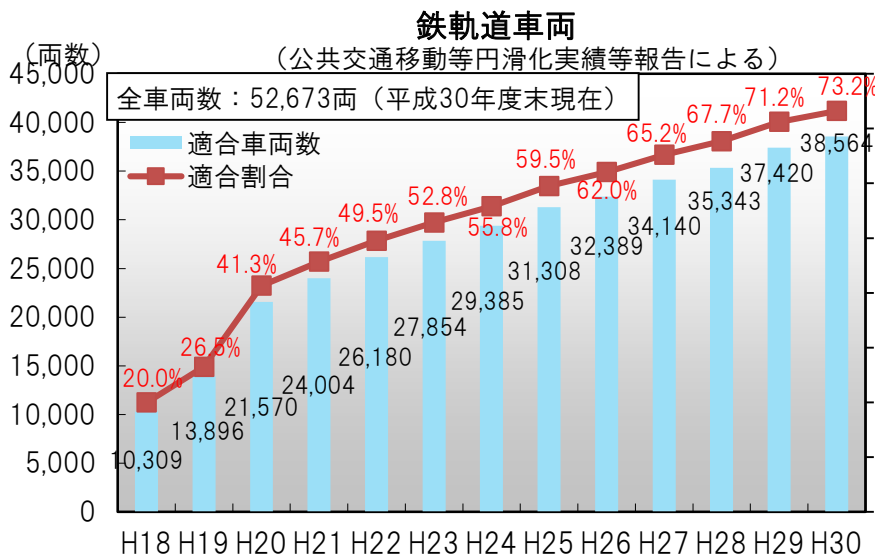
○平成22年度までに1日当たり5,000人以上、また、平成23年度以降は1日当たり3,000人以上の利用者のある旅客施設について、基本方針の目標に基づきバリアフリー化が着実に進展。

旅客施設におけるバリアフリー化の推移 (公共交通移動等円滑化実績等報告による)



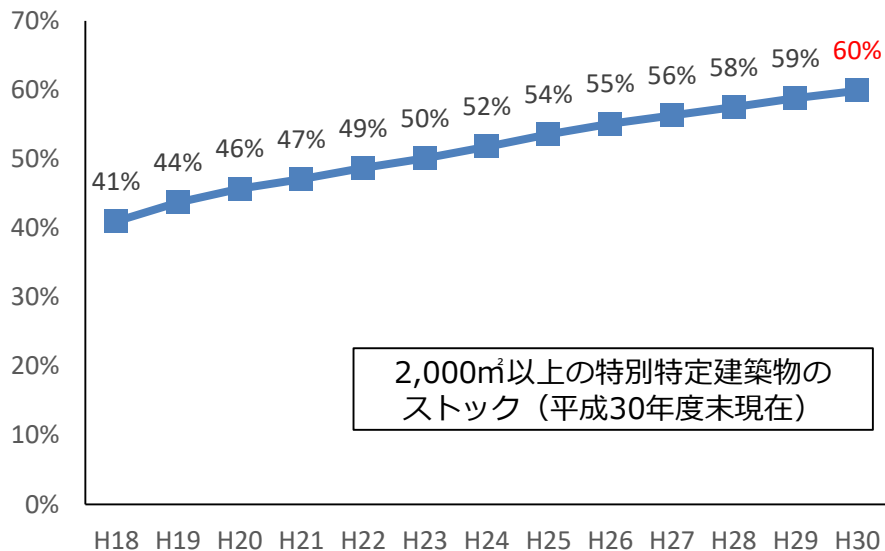
車両等のバリアフリー化の推移

○鉄道、路線バス、船、航空の各モードにおいて、バリアフリー化が着実に進展。

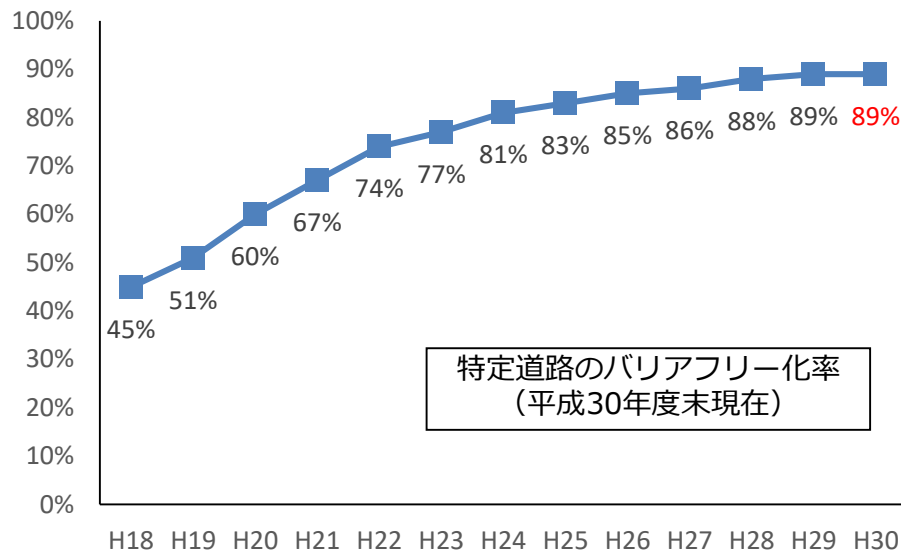


建築物・道路・路外駐車場・都市公園のバリアフリー化の推移

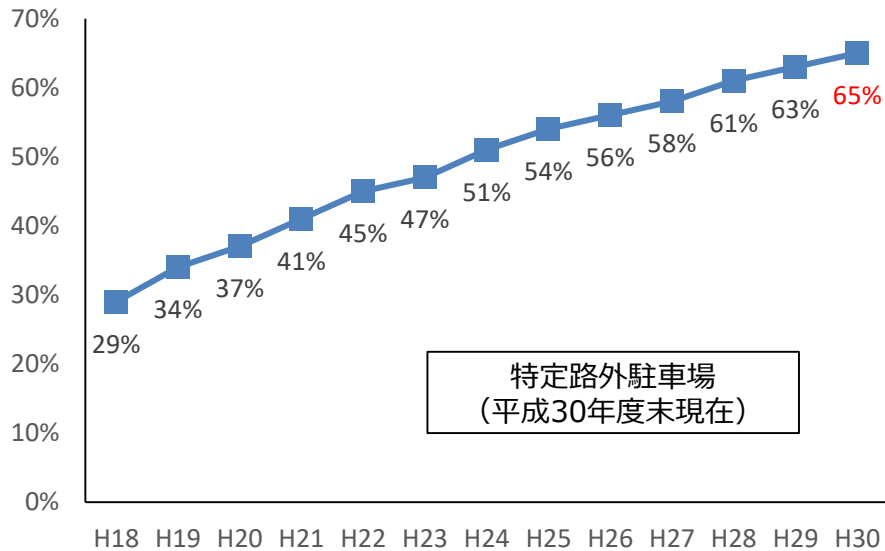
建築物のバリアフリー化の推移



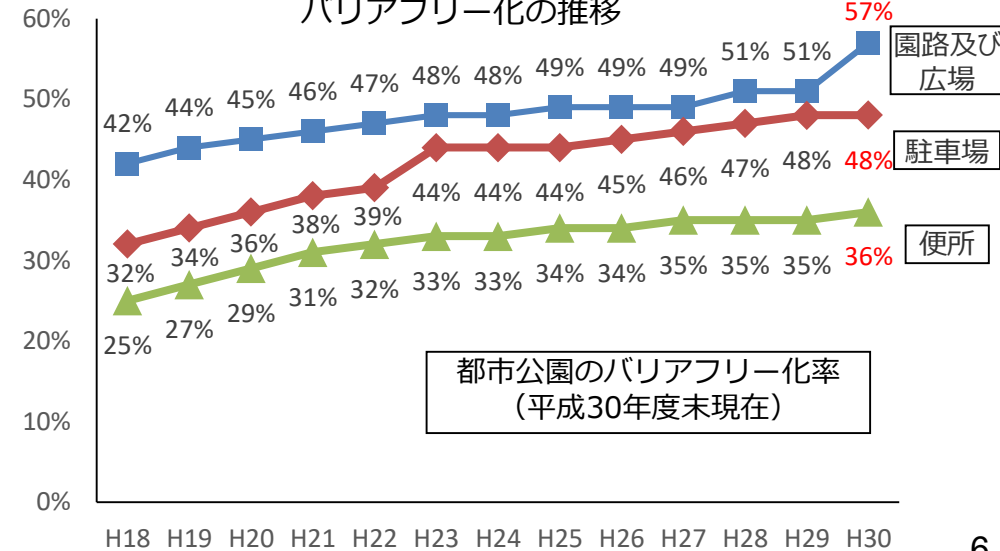
道路のバリアフリー化の推移



路外駐車場のバリアフリー化の推移



都市公園 (園路及び広場、駐車場、便所) のバリアフリー化の推移



ソフト施策の取組状況(「心のバリアフリー」の推進)

ソフト面からバリアフリー化を推進するため、バリアフリー教室の開催、公共交通事業者等の接遇向上に向けた取組、ハンドブックの作成、トイレやベビーカーの利用円滑化のためのキャンペーン等を実施。

バリアフリー教室の開催

高齢者・障害者等の疑似体験等を通じ、バリアフリーに対する国民の理解増進を図るとともに、「心のバリアフリー」社会の実現を目指して、各運輸局等が「バリアフリー教室」を開催。



視覚障害者サポート体験



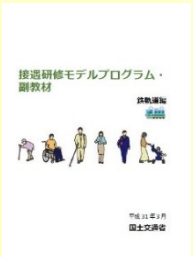
車椅子サポート体験



子供用車椅子

接遇向上の取組

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)に基づき、交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実を図るため、平成30年に接遇ガイドライン及びマニュアルを公表。さらに、交通分野において、接遇ガイドラインに則った適切な対応を交通事業者が行うことができるよう、公共交通事業者向け研修のモデルプログラムを平成31年に作成・公表した。



こころと社会のバリアフリーハンドブックの作成

「心のバリアフリー」推進のため、平成30年に中学生向けバリアフリー学校教育用副教材及び教師用解説書を公表。文部科学省と連携し、全国の中学校等に送付。



知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブックの作成

知的障害、発達障害、精神障害の方が円滑に公共交通機関、商業施設等を利用できるよう、個々の障害の特性等を踏まえた対応マニュアルを平成21年度に作成し、関係者等に周知。



トイレの利用マナーの啓発

障害者等が様々な機能がついたトイレを安心して利用できる環境を整備するため、トイレについて一般の利用者のマナー啓発を図るためのキャンペーンを実施。



公共交通機関等におけるベビーカー利用円滑化の推進

公共交通機関等においてベビーカーを一層利用しやすい環境を整備するため、ベビーカーの安全な使用と周囲の理解協力の普及啓発を図るためのキャンペーンを実施。



東京大会を契機としたユニバーサルデザインの推進

- ▶ 東京大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、平成28年2月、「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置。
- ▶ 同会議の下に設置された「心のバリアフリー分科会」及び「街づくり分科会」における議論を経て、平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定。
- ▶ 行動計画において、「バリアフリー法を含む関連施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、平成29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」こととされたことを受け、平成30年3月にバリアフリー基準・ガイドラインの改正・改訂、同年5月にバリアフリー法の改正を行った。
- ▶ さらに、令和2年5月、東京2020大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化の観点からの「心のバリアフリー」に係る施策の充実等ソフト対策の強化を内容とするバリアフリー法の改正を行った。

ユニバーサルデザインの街づくり

<東京大会に向けた重点的なバリアフリー化>

空港から競技会場等に至る世界水準のバリアフリーを推進、東京のユニバーサルデザインの街づくりを世界にアピール

○競技会場周辺エリア等の連続的・面的なバリアフリー化の推進

- ・アクセス道路のバリアフリー化を推進
- ・主要な都市公園等のバリアフリー化を推進 等



○主要鉄道駅、ターミナル等におけるバリアフリー化の推進

- ・大会関連駅のエレベーター増設や、ホームドア整備等を重点支援 等



○成田空港、羽田空港国際線ターミナル等のバリアフリー化の推進

- ・世界トップレベルのユニバーサルデザイン化に向けた数値目標を設定 等



○リフト付きバス・UDタクシー車両等の導入促進

- ・空港アクセスバス・UDタクシー等の導入に向けて重点支援 等



<全国各地における高い水準のバリアフリー化の推進>

今後の超高齢社会への対応、地方への観光誘客拡大等の観点から、全国のバリアフリー水準の底上げを図り、東京大会のレガシーとする

○バリアフリー法及び関連施策の見直し

- ・バリアフリー法及び関連施策の見直しを検討し、平成30年5月に改正バリアフリー法が成立・公布、また同年3月に道路法等の一部を改正する法律が成立・公布

○バリアフリー基準・ガイドラインの改正

- ・東京大会に向けた基準を踏まえ、国内基準・ガイドラインを改正し全国のバリアフリー水準を底上げ等



○観光地全体のバリアフリー化

- ・障害のある人が訪れやすい観光地づくりに向け、観光地エリア全体の面的なバリアフリーを推進 等



○都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進

- ・地域の中核となる施設を中心に連続的かつ面的なバリアフリーを推進 等

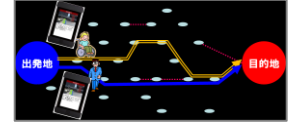
○公共交通機関等のバリアフリー化

- ・鉄道、旅客船ターミナル、空港、バス・タクシー等におけるバリアフリー化を更に推進 等



○ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援

- ・ICTを活用し、障害のある人等が自立して移動できる環境の整備 等



○トイレの利用環境の改善

- ・様々な障害のある人にとって利用しやすいトイレ環境の整備 等



心のバリアフリー

○交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実

平成30年度に接遇ガイドライン・マニュアルを公表。さらに交通事業者が接遇ガイドラインに則った適切な対応ができるよう接遇研修モデルプログラムを平成31年4月に公表。

○「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の強化等に向けたバリアフリー法の改正(令和2年5月成立)



ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の概要

目的 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進すること。

- ポイント**
- ① 障害者、高齢者等に関する施策の実施状況の一元的な公表（第2）
 - ② ユニバーサル社会推進会議の設置による情報共有と関連法律の施策の推進（第4）
 - ③ 施策実施段階における障害者、高齢者等からの意見の反映（第3の2）

第1 総則

1 定義

- ・「**ユニバーサル社会**」= 障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会
- ・「**障害者、高齢者等**」= 障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者
- ・「**ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策**」= 障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、(1)～(5)を達成することを目指して行われる諸施策
 - (1) 障害者、高齢者等にとっての社会的障壁の除去
 - (2) 障害者、高齢者等があらゆる分野における活動に参画する機会の確保
 - (3) 障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること。
 - (4) 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用できること。
 - (5) 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとする。

2 国及び地方公共団体の責務、事業者及び国民の努力

3 法制上の措置等

- ・法制上、財政上の措置等を講ずる国の義務を規定
- ・法制上、財政上の措置等を講ずる地方公共団体の努力義務を規定

第2 諸施策の実施状況の公表

- ◆ 政府は、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならないこと。

第3 諸施策の策定等に当たっての留意等

- 1 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たり、(1)～(6)に特に留意しなければならない。
 - (1) 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者の、教育の内容及び方法の改善及び充実
 - (2) 障害者、高齢者等の多様な就業の機会の確保
 - (3) 障害者、高齢者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の確保
 - (4) 障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段の確保
 - (5) 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置
 - (6) 選挙等に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができること。
- 2 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し及び実施するに当たり、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- 3 国及び地方公共団体によるユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興等
- 4 国及び地方公共団体による障害者、高齢者等が利用しやすい施設及び製品の普及等

第4 ユニバーサル社会推進会議

- ◆ 関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設置

その他

- 1 施行日：公布の日（平成30年12月14日）から施行
- 2 施行後3年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

①公共交通事業者等における課題

例1)車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。

例2)交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)



○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、ソフト面の対策の強化が必要

②国民における課題

例)車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。



○オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成※¹を受け、市町村、学校教育※²等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要

※¹ 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※² 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施 (※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)

バリアフリー法改正概要(令和2年改正)

法律の概要

※赤字: 令和2年6月19日施行 青字: 令和3年4月1日施行

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設 (※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 (※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(中間とりまとめ)(概要)①

背景

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なお意見をいただきながら、次期目標に関する考え方を整理。今後、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況変化も見極めつつ、さらに検討を進め、目標値を具体化**していく。

(第8回検討会:令和元年11月15日、第9回検討会:令和2年1月16日、第10回検討会:令和2年6月17日)

次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意して検討**する。
 - 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化**の一層の推進
(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
 - **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
 - **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
 - 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」**の推進

※1:新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取り組む

目標期間

- ・現行目標期間:平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間:社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間**(※2)

※2:新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(中間とりまとめ)(概要)②

次期目標に関する考え方

(赤字:目標の追加)

		2018年度末 (現状)	2025年度末までの目標に関する考え方	
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	段差の解消	90%	
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	71%	
		障害者用トイレ(※3)	87%	
	ホームドア・可動式ホーム柵	84路線 783駅	○10万人以上駅の優先的な整備を引き続き推進(番線単位の数値目標を設定) ○10万人未満駅を含む全体の番線単位の数値目標を設定	
鉄軌道車両(※4)		73%	○2020年4月に施行された新たなバリアフリー基準への適合状況を踏まえてバリアフリー化率に関する目標値を設定 ※新幹線車両については「新幹線のバリアフリー対策検討会」での議論を踏まえ、公共交通移動等円滑化基準を改正したうえで、必要なバリアフリー化を推進	
バス	バスターミナル(※1)	段差の解消	94%	
		視覚障害者誘導用ブロック	96%	
		案内設備(※2)	68%	
	障害者用トイレ(※3)	75%		
乗合バス車両(※4)	ノンステップバス	59%	目標値を引き上げる	
	リフト付きバス等(適用除外車両)	5%	○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 ○1日当たりの平均的な利用者数が一定数以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、新たな目標値を設定	
貸切バス車両(※4)		1,013台	約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化	
タクシー	福祉タクシー車両(※4)		28,602台	○目標値を引き上げる ○ユニバーサルデザインタクシーの導入に関する目標値を新たに設定(2018年度末(現状):12,533台)
船舶	旅客船ターミナル(※1)	段差の解消	100%	
		視覚障害者誘導用ブロック	79%	
		案内設備(※2)	50%	
	障害者用トイレ(※3)	92%		
旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)(※4)		46%(※5)	○目標値を引き上げる ○2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 2019年4月より適用となった旅客不定期航路事業の用に供する船舶は含まれていない。

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(中間とりまとめ)(概要)③

次期目標に関する考え方(つづき)

(赤字:目標の追加)

			2018年度末 (現状)	2025年度末までの目標に関する考え方
航空	航空旅客ターミナル (※1)	段差の解消	87%	○バリアフリー指標として、 <u>案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加</u> ○ <u>2,000人以上/日の施設</u> を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	97%	
		案内設備(※2)	95%	
	障害者用トイレ(※3)	92%		
	航空機(※4)		98%	原則100%
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		89%(※5)	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450km(2019年7月拡大)のバリアフリー化に関する目標値を設定
都市公園	園路及び広場		57%	規模の大きい公園のバリアフリー化率の目標値を引き上げる
	駐車場		48%	
	便所		36%	
路外駐車場	特定路外駐車場		65%	目標値を引き上げる
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(※6)のストック		60%	○床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物のバリアフリー化率の目標値を引き上げる ○ <u>床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の動きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進</u> ※公立小中学校については、 <u>文部科学省においてバリアフリー化の実態を的確に把握し、整備目標を検討</u>
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		99%	原則100% ※ <u>音響機能付加信号機等及びエスコートゾーンについて、施設毎の整備状況を把握した上で、目標値を明記</u>
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成		7自治体(※7)	移動等円滑化促進方針の作成市町村数に関する数値目標を設定
	移動等円滑化基本構想の作成		304自治体(※8)	2,000人以上/日である鉄軌道駅及びバスターミナルが所在する市町村に占める割合を勘案して基本構想の作成市町村数に関する数値目標を設定
「心のバリアフリー」			—	○ <u>移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する</u> ○ <u>「心のバリアフリー」の用語の認知度に関する数値目標を設定(現状:約24%(※9))</u>

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約1,700kmが対象。

※6 公立小中学校は除く。

※7 2020年5月末の数値。

※8 2020年3月末の数値。

※9 2019年12月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

“みんなでつくる”バリアフリーマップ作成マニュアル

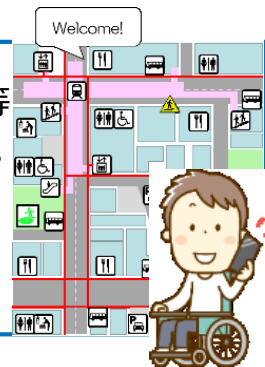
～市町村による一元的なバリアフリー情報の提供のための手引き～

マニュアルの概要

- 令和元年度に「バリアフリーマップ作成マニュアルに関する検討会」※1を開催し、市町村がバリアフリー法におけるマスタープラン等に基づいて※2、地域のバリアフリー情報やバリア情報を一元的に収集・整理・提供する際に参考となるマニュアルを作成・公表。
- 既存のバリアフリーマップにおいて提供されているバリアフリー情報や提供方法等の好事例を収集・整理し、特に移動の連続性の観点から必要な経路情報や、障害種別毎に異なる必要情報、先進的な事例等を記載。

※1 座長：東洋大学 高橋名誉教授、委員：別紙2のとおり

※2 マスタープランや基本構想の検討段階である場合も想定して作成



マニュアルの内容

1. 一元的なバリアフリー情報提供の意義

バリアフリー情報提供の必要性や、バリアフリーマップ等による一元的な情報提供を促進するための仕組みについて解説

2. バリアフリー情報提供の対象者と求められる情報

情報提供の基本的な考え方や、障害の特性に応じて求められる情報の内容を解説

3. バリアフリーマップの作成

バリアフリーマップを作成する際の基本的な手順や、情報管理のしやすさに配慮した情報収集や整理の方法の具体的事例を解説

4. バリアフリーマップの評価・見直し

バリアフリーマップを作成して完結ではなく、当事者等の声を適切に反映するための評価や、定期的な更新の重要性を解説

5. バリアフリーマップの事例

市町村等による取組だけでなく、多様な主体による多様な情報提供の先進的な事例を紹介

<参考> 市町村によるバリアフリーマップ等の作成の円滑化

市町村がマスタープランや基本構想において、バリアフリーマップを作成することについて明記した場合に、円滑に情報の収集ができるよう、施設設置管理者からバリアフリー化の状況等を報告させることができる規定を、H30バリアフリー法改正により創設。（法24条の7、24条の8）

対象施設 以下の施設の管理者等に求めることができる

義務：旅客施設、特定道路
努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容 エレベーターの有無、障害者用のトイレ、駐車施設の有無・数 等

バリアフリーマップの作成例（高槻市）

項目	有	無
設備なし		
入り口幅 90cm	有	
エスカレーター	有	
出口の種類	自動	点字ブロック
点字案内板	有	無
音声案内	有	無
手すり	有	多目的シート
洋式便器	有	非常呼び出しボタン
ウォシュレット	有	
ベビーカー	有	

背景

- 障害者にとって、円滑に公共交通機関を利用するためには、エレベーターやトイレ等の設備の設置状況や設置位置、運行情報や受けられるサービスの内容等について、ウェブサイト等により事前に情報を収集できることが重要となる。
 - また、障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)において、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、合理的配慮を的確に実施するため、事前的改善措置として計画的に推進することが求められている。
 - そのため、国土交通省では、令和元年度に設置した、有識者、障害者団体、事業者等を委員とした検討会(※1)における、公共交通機関におけるウェブアクセシビリティの確保に関する検討結果に基づき、令和元年10月に、公共交通機関のバリアフリー整備の具体のあり方を示したバリアフリー整備ガイドライン(※2)の改訂を行った。
- ※1「検討会」: 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討会
※2「バリアフリー整備ガイドライン」: 公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン

ウェブアクセシビリティについて

- ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味する。
 - また、ウェブアクセシビリティの規格を定めたJIS8341-3:2016(※3)では、個々のウェブにおけるアクセシビリティ対応の達成の程度を表すため、「A」、「AA」、「AAA」の3段階に分けた適合レベルを設け、それぞれの適合レベルにおいて達成すべき具体の項目を定めている。
 - 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(総務省)では、公共機関に対して「AA」に準拠することが求められている。バリアフリー整備ガイドラインにおいても公共交通機関におけるウェブアクセシビリティについて、「AA」に準拠することを標準的な整備内容としている。
- ※3 国際規格である「ISO/IEC 40500:2012」の内容と一緒

【各適合レベルにて求められる達成例】(音声コンテンツを提供する場合)

- 「A(最低レベル)」: 収録済みの音声コンテンツの場合、キャプション(字幕等)が提供されている。なお、音声テキスト(文章)の明確な補足的役割の場合は除く。
- 「AA」: ライブ中継の音声コンテンツの場合でも、キャプション(字幕等)を提供している。また、全ての音声にキャプション(字幕等)が付与されている。
- 「AAA」: 全ての音声コンテンツに手話通訳が提供されている。